

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

別表総務委員会の項中「企画部の所管に関する事項」の右に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱（以下「大綱」という。）及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）」を加え、同表文教委員会の項中

「2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）」

を

「2 企画部の所管に関する事項（大綱及び総合教育会議に関する事項に限る。）

3 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、常任委員会の所管について改めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>

別表（第2条関係）

改正案		現行	
名称	所管	名称	所管
総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画部の所管に関する事項（<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱（以下「大綱」という。）及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。</u>） 2 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項を除く。） 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。） 4 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 5 他の委員会の所管に属さない事項 	総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項を除く。） 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。） 4 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 5 他の委員会の所管に属さない事項
文教委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の所管に関する事項 2 <u>企画部の所管に関する事項（大綱及び総合教育会議に関する事項に限る。）</u> 3 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。） 	文教委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の所管に関する事項 2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）